



6月4日から10日は、歯と口の健康週間です！

歯を失う原因の第1位が歯周病です。日本人の2～3人に1人は歯周炎を患っており、国民病といわれています。歯周病は、糖尿病や動脈硬化などの生活習慣病に関係があり、心筋梗塞や脳梗塞への危険を高めることがわかっています。

幌延町では平成26年度から歯周病検診を行っています。平成28年度からは対象を30歳～70歳に広げ、5年毎に無料で歯周病検診を受けて歯と口をチェックできるようになっています。

昨年度は41名の方が検診を受け、36名の方が虫歯や歯石・歯周病などで治療が必要な状態でした。

いつまでも好きな物をおいしく食べられるよう、80歳になっても20本以上の自分の歯を保つために、歯と口のチェックを行いましょ。

町では、以下の方を対象に無料で歯周病検診を実施しています。

☆今年度 満30/35/40/45/50/55/60/65/70歳の方

☆妊婦の方

対象の方には4月下旬に案内文書を送付しております。

ご不明な点は、下記までお問い合わせください。

禁煙外来治療費助成についてのご案内

生活習慣病やがん予防を推進し健康の維持増進を図るため、また喫煙や受動喫煙による健康被害のないまちを目指すため、禁煙にチャレンジする町民に対し、禁煙外来治療にかかった費用の一部を助成します。

●対象者 (以下の条件全てに該当する方)

- ・幌延町国保診療所の禁煙外来を受診する方
- ・禁煙外来治療開始前に届出をし、禁煙外来治療過程を完了した方
- ・届出時から治療完了時まで、幌延町に住所を有する20歳以上の方
- ・禁煙外来治療について、町の助成を受けたことがない方
- ・町税および使用料、手数料などの滞納がない方

●助成額

- ・禁煙外来治療に要した経費(薬剤費を含む)の3分の1
- ※ 助成を受けられるのは1人につき1回限りとなります。

●その他

- ・禁煙治療の流れは「初回診療 ⇒ 2週間後再診 ⇒ 2週間後再診 ⇒ 4週間後再診 ⇒ 4週間後最終診察」となっており、基本的には12週間で5回の受診があります(医師の指示により回数が増減となる場合があります)。
- ・途中で治療を中断した場合は助成対象外となります。
- ・自己負担額は、3割負担の方で2万円程度、1割負担の方は7千円程度になります。



禁煙外来治療は事前に申請が必要となりますので、下記までお問い合わせください。

お問い合わせ先:保健福祉課 保健グループ 電話・告知端末機 5-1790